

# 国民健康保険制度のお知らせ

## ■納税通知書を送付

国民健康保険税(以下、保険税)の納税通知書を7月上旬に発送します。納付書・口座振替による納付は年8回です。納期内の納付をお願いします。

なお、保険税の計算は表1のとおりです(年度途中で加入・脱退する場合は月割で計算)。

税制改正に伴い、平成30年度分の保険税から、課税限度額が一部引き上げられました。

## ■保険税のお知らせは世帯主に送付

保険税の納税義務者は世帯主です。そのため、世帯主が国民健康保険(以下、国保)ではなく、社会保険などに加入しているも、世帯員が国保に加入している場合、保険税のお知らせは世帯主宛てに送付します。

## ■便利で確実な口座振替のご利用を

保険税の納付には、納め忘れないで便利で確実な口座振替をご利用ください。

市税等収納取扱金融機関または市役所納税課で、振替を希望

する納期限の45日前までに手続きしてください。

## ■年金受給額からの差し引き

次のすべてに該当する方は、表2のとおり、世帯主の老齢基礎年金などの受給額から保険税を差し引きます(申請により口座振替での納付も可)。

\* 国保に加入している世帯主及び世帯員全員が65〜74歳

\* 差し引きの対象となる年金の受給額が年額18万円以上

\* 介護保険料と保険税の合計額が年金受給額の2分の1以下

## ■社会保険から後期高齢者医療制度に移行した方の被扶養者の保険税を減免

会社の保険に加入していた方が後期高齢者医療制度に移行したことに伴い、65歳以上の被扶養者が新たに国保に加入した場合、均等割額が半額となり、所得割額は全額免除されます。減免措置を受けるには、市役所保険係へ申請してください。

## ■非自営的失業者の保険税を軽減

会社の都合などにより65歳未満で離職し、雇用保険受給資格者証の離職理由に記載されている番号が、11、12、21〜23、31〜34の方は、保険税を計算するときの給与と所得が70%減額されます。雇用保険受給資格者証と、保険証を持って、市役所保険係へ申請してください。軽減の期間は、離職した日の翌日の月から翌年度末までです。

## ■所得金額による軽減

被保険者全員と世帯主の合計所得が一定金額以下の世帯は均等割額が表3のとおり軽減されます。申請の必要はありません。

税制改正に伴い、30年度分の保険税から、一部拡大されました。

昭島市独自の軽減

子ども等の均等割額を軽減

昭島市独自の軽減

昭島市独自の軽減

昭島市独自の軽減

昭島市独自の軽減

昭島市独自の軽減

昭島市独自の軽減

昭島市独自の軽減

昭島市独自の軽減

昭島市独自の軽減

昭島市独自の軽減

昭島市独自の軽減

昭島市独自の軽減

昭島市独自の軽減

昭島市独自の軽減

昭島市独自の軽減

昭島市独自の軽減

昭島市独自の軽減

昭島市独自の軽減

昭島市独自の軽減

昭島市独自の軽減

昭島市独自の軽減

昭島市独自の軽減

昭島市独自の軽減

昭島市独自の軽減

昭島市独自の軽減

昭島市独自の軽減

昭島市独自の軽減

昭島市独自の軽減

昭島市独自の軽減

昭島市独自の軽減

昭島市独自の軽減

昭島市独自の軽減

昭島市独自の軽減

昭島市独自の軽減

表1 1世帯当たりの保険税の計算(年額)

区分	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割(29年中の所得に対して計算)	税率 5.60%	税率 2.25%	税率 1.70%
均等割(国保加入者1人につき定額)	2万7500円	1万1500円	1万4500円
課税限度額	58万円	19万円	16万円

※介護納付金分は、40〜64歳の方が対象です。  
※赤字部分が、税制改正に伴う変更点です。

表2 年金受給額からの差し引き

仮徴収	4月	6月	8月
	29年中の所得が確定するまでは、28年中の所得で仮算定した保険税を差し引きます。		
本徴収	10月	12月	2月
	29年中の所得が確定した後は、年間保険税額から仮徴収分を除いた額を3回に分けて差し引きます。		

表3 所得による均等割額の軽減

軽減割合	合計所得金額
7割	33万円以下
5割	33万円 + (27万5000円 × 被保険者数) 以下
2割	33万円 + (50万円 × 被保険者数) 以下

※赤字部分が、税制改正に伴う変更点です。